

(内閣府)

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

(内閣府)

制 度 名		認定特定非営利活動法人への寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容		寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、控除金額算出に当たって控除する 2000 円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	▲69.9 百万円 (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである特定非営利活動法人の活動の活発化が今後も必要であるが、特定非営利活動法人は財政基盤に不安を抱えている法人も多く、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 平成 23 年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から 2000 円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。 しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって 2000 円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成 23 年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。 ただし、適用下限額の 2000 円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。	
		(2) 施策の必要性 2000 円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって 2000 円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附促進の阻害要因の一部となっている。また、平成 23 年度税制改正において、PST 基準の絶対値基準として「3000 円以上の寄附を 100 人以上集めること」が追加されたところであり、新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000 円の控除の撤廃を行う必要がある。	

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策分野・・・市民活動促進 政策・・・・・・市民活動の促進 施策・・・・・・市民活動の促進
		政策の達成目標	特定非営利活動法人の財政基盤を整備することで、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
		政策目標の達成状況	認定特定非営利活動法人数 267 法人 (平成 24 年 8 月 1 日現在)
	有効性	要望の措置の適用見込み	【法人】 認定特定非営利活動法人 267 法人（平成 24 年 8 月 1 日現在） 【個人】 平成 22 年度に寄附金控除の申告を行った者は 約 23 万人
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	寄附金額の全額が控除対象となることにより、認定特定非営利活動法人への草の根の寄附が増加することが見込まれる。これにより、認定を受けるインセンティブが高まることで、財政基盤の整備等が進むと考えられる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 個人が認定特定非営利活動法人へ寄附した場合の所得税、相続税及び地方住民税の措置 ・ 認定特定非営利活動法人の寄附に係る法人税の措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	寄附金の税制優遇に係る認定特定非営利活動法人制度は、制度の発足以来約 10 年を経ており、この間、認定基準の緩和や寄附金税額控除制度の導入等、累次の改正が行われてきた。結果として認定法人数は増加してきているが、まだ十分ではないとの指摘がなされている。寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加することが見込まれる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—